

トランス女性に「不平等」の恐れも 性別変更の要件、最高裁どう判断

有料記事

二階堂友紀 2023年9月27日 14時34分



list 12

「性同一性障害特例法」の性別変更5要件



「性同一性障害特例法」の性別変更5要件

トランス ジェンダー の人たちが戸籍上の性別を変えるには、生殖能力を失わせるなどの手術が必要——。そんな 性同一性障害 特例法の規定が 憲法 に違反するかを審理している 最高裁 大法廷は27日、当事者の意見を聞く弁論を開いた。年内にも見込まれる最高裁の判断次第では、トランス女性だけに手術の負担が残る恐れもあると、当事者や専門家は懸念する。決定を前に論点を整理した。

手術課す違憲性、最高裁で弁論 →

性別変更の手術要件「撤廃すべき」 最高裁弁論前に当事者が訴え →

今回の申立人は、戸籍上は男性だが、女性として生きるトランス女性。「女性として社会生活を送っている現実があるにもかかわらず、法律上は女性として取り扱われないというギャップがある」「性別のあり方を尊重するという 基本的人権 が侵害されている」。代理人弁護士はこの日、大法廷で15人の裁判官に訴えた。

申立人が女性として生活しながらも、戸籍上の性別を変更できないのは、2004年に施行された 性同一性障害特例法 が「五つの要件」を定めているためだ。

2人以上の医師が性同一性障害と診断している人で、①18歳以上②現在結婚していない③未成年の子がいない④生殖腺（卵巣や精巣）がない、またはその機能を永続的に欠いている⑤変更する性別の性器に似た外観を備えている——という要件をすべて満たしていれば、家裁が性別変更の申し立てを認める。

このうち、生殖能力の喪失を求める④の「生殖不能要件」と、体の外に現れている外性器の外観を変えることを求める⑤の「外観要件」を満たすためには、原則として性別適合手術が必要だ。④と⑤をあわせて「手術要件」と呼ばれる。

申立人は、性同一性障害の診断を受け、①～③の要件を満たしているが、生殖能力を失わせるなどの手術は受けていない。手術を経ずに性別変更を申し立て、手術要件の④と⑤について、「個人の尊重や 幸福追求権 を保障する憲法13条や、法の下での平等を定めた憲法14条に違反しており、無効だ」と主張している。

せるなどの手術は受けていない。手術を経ずに性別変更を申し立て、手術要件の④と⑤について、「個人の尊重や 幸福追求権 を保障する憲法13条や、法の下での平等を定めた憲法14条に違反しており、無効だ」と主張している。

④と⑤は、戸籍上の性別を変えるため、体にメスを入れることを強いるという意味では一体のものだ。性別変更の高いハードルになっており、「人権侵害だ」と指摘されている。就職や結婚のため、やむを得ず手術を受ける人も少なくない。

最高裁がこうした点を重視し、④と⑤をいずれも「違憲」と判断すれば、性別変更に外科的な手術は不要になり、「トランスジェンダーの人権回復」は大きく前に進む。



LGBT法連合会が開いた記者会見。当事者や支援者が、性同一性障害特例法の手術要件撤廃を訴えた=2023年9月26日午後4時14分、東京・霞が関の厚生労働省、二階堂友紀撮影 

トランス女性「救済されない」懸念

ただ、最高裁が④と⑤の両方を正面から判断するかについて、トランスジェンダー当事者や専門家の間には不安視する声もある。

今回の申し立てでは、一審に…

この記事は  有料記事です。残り1169文字 有料会員になると続きをお読みいただけます。